

令和 6 年 4 月 26 日

松山市議会議長

渡部 克彦 様

議員名 大塚 啓史 印

令和 5 年度政務活動費収支報告について

松山市議会政務活動費の交付に関する条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり令和 5 年度政務活動費収支報告書を提出します。

令和5年4月～令和6年3月 政務活動費収支報告書

議員

大塚 啓史

1. 収 入

政務活動費 1,224,000 円

利 息 3 円

2. 支 出

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
調査研究費	10,388	視察費用・インターネット料金
研 修 費	15,700	議員連盟会費・愛媛県拉致議連
広 報 費	369,238	ホームページ更新料金
広 聴 費	95,411	携帯電話料金・ガソリン代
要請・陳情活動費	67,107	国土交通省 要望書
会 議 費	0	
資料作成費	10,103	トナー代・用紙代
資料購入費	137,727	D-file・経済レポート・新聞代
人 件 費	0	
事務所費	153,238	インターネット使用料・文具代・インク代・トナー代
合 計	858,912	

3. 残 額 365,091 円

(注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

令和5年度 科目別集計表

科 目 名				
調査研究費				
日 付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
3/31	公明党控室 ピカラ料金	6,600 円		1
10/30	丸亀市 視察	3,788 円		2
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		10,388 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式4)

支出伝票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	令和 6 年 3 月 31 日	整理番号	1	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使途及び 内 容 等	公明党控室 ピカラ料金 令和5年度 1か月 4,400円 ÷ 8 = 550円			
金 額	6,600 円 年間の支出金額の合計を 記入してください。			
特記事項	領収書原本 泉議員			
利用月	支払月日	按分前の金額	按分率	支出金額
4 月分	5 月 29 日	550 円	100%	550 円
5 月分	6 月 27 日	550 円	100%	550 円
6 月分	7 月 27 日	550 円	100%	550 円
7 月分	8 月 28 日	550 円	100%	550 円
8 月分	9 月 27 日	550 円	100%	550 円
9 月分	10 月 27 日	550 円	100%	550 円
10 月分	11 月 27 日	550 円	100%	550 円
11 月分	12 月 27 日	550 円	100%	550 円
12 月分	1 月 29 日	550 円	100%	550 円
1 月分	2 月 27 日	550 円	100%	550 円
2 月分	3 月 27 日	550 円	100%	550 円
3 月分	4 月 30 日	550 円	100%	550 円

(注)領収書その他証拠書類は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(再発行)

2024年04月05日

1

〒 790-0002

愛媛県松山市二番町4丁目7-2
松山市役所別館5F 公明党議員団控室

松山市議会 公明党 様

お客さま番号 73140

収入印紙



領 収 書

株式会社 愛媛CATV

〒790-8509 松山市大手町1-1

CATV

登録番号 T5-5000-0100-0737

領収金額 4,400 円

■株式会社愛媛CATV分

料金内訳		税率	金額(税込)	備考
レカ料金		10%	4,400	9月分月払い
	税込金額		消費税額	
10%対象	4,400		400	
小計	4,400		400	

【お知らせ】

料金に関するお問い合わせは
㈱愛媛CATV TEL089-904-2220
平日9:00~19:00/土日祝9:00~18:00

◆2023/10/27口座振替分◆

2023年12月01日

〒 790-0002

愛媛県松山市二番町4丁目7-2
松山市役所別館5F 公明党議員団控室

松山市議会 公明党 様

お客さま番号 73140

収入印紙



領 収 書

株式会社 愛媛CATV

〒790-8509 松山市大手町1-1

登録番号 T5-5000-0100-0737

領収金額 4,400 円

■株式会社愛媛CATV分

料金内訳		税率	金額(税込)	備考
ビデオ料金		10%	4,400	10月分月払い
税込金額				
10%対象	4,400			
消費税額				
小計	4,400			

【お知らせ】

料金に関するお問い合わせは
㈱愛媛CATV TEL089-904-2220
平日9:00~19:00/土日祝9:00~18:00

◆2023/11/27口座振替分◆

2024年01月04日

T 790-0002

愛媛県松山市二番町4丁目7-2
松山市役所別館5F公明党議員団控室

松山市議会 公明党 様

お客さま番号 73140

收入印紙



領收書

株式会社 愛媛CATV

〒790-8509 松山市大手町1-11-1

登録番号 T5-5000-0100-0737

領収金額 4,400 円

■株式会社愛媛CATV分

料 金 内 訳	税 率	金 額 (税 込)	備 考
ビ カ リ 料 金	10%	4,400	1 1 月分月払い

	税 込 金 額	消 費 税 額
10%対象	4,400	400
小計	4,400	400

【お知らせ】

料金に関するお問い合わせは
 佛愛媛CATV TEL089-904-2220
 平日9:00~19:00/土日祝9:00~18:00

◆2023/12/27口座振替分◆

2024年02月01日

〒 790-0002

愛媛県松山市二番町4丁目7-2
松山市役所別館5F 公明党議員団控室

松山市議会 公明党 様

お客さま番号 73140

収入印紙



領 収 書

株式会社 愛媛CATV

〒790-8509 松山市大手町1-17-1

登録番号 T5-5000-0100-0737

領収金額 4,400 円

■株式会社愛媛CATV分

料金内訳		税率	金額(税込)	備考
ビエカ料金		10%	4,400	12月分月払い
	税込金額		消費税額	
10%対象	4,400		400	
小計	4,400		400	

【お知らせ】

料金に関するお問い合わせは
㈱愛媛CATV TEL089-904-2220
平日9:00~19:00/土日祝9:00~18:00

◆2024/1/29口座振替分◆

2024年04月01日

1

〒 790-0002

愛媛県松山市二番町4丁目7-2
松山市役所別館5F 公明党議員団控室

松山市議会 公明党 様

お客さま番号 73140

収入印紙



領 収 書

株式会社 愛媛CATV

〒790-8509 松山市大手町1-17-4

登録番号 T5-6000-0100-0737

領収金額 4,400 円

株式会社愛媛CATV分

料金内訳		税率	金額(税込)	備考
ビッド料金		10%	4,400	2月分月払い
	税込金額		消費税額	
10%対象	4,400		400	
小計	4,400		400	

【お知らせ】

料金に関するお問い合わせは
㈱愛媛CATV TEL089-904-2220
平日9:00~19:00/土日祝9:00~18:00

◆2024/3/27口座振替分◆

長城通信

〒 790-0002

愛媛県松山市二番町4丁目7-2
松山市役所別館5F 公明党議員団控室

松山市議会 公明党 様

お客さま番号 73140

2024年05月05日

収入印紙



領 収 書

株式会社 愛媛CATV

〒790-8509 松山市大手町1-1

登録番号 T5-5000-0100-0737

領収金額 4,400 円

■株式会社愛媛CATV分

料金内訳		税率	金額(税込)	備考
基本料金		10%	4,400	3月分月払い
	税込金額		消費税額	
10%対象	4,400		400	
小計	4,400		400	

【お知らせ】

料金に関するお問い合わせは
㈱愛媛CATV TEL089-904-2220
平日9:00~19:00/土日祝9:00~18:00

◆2024/4/30口座振替分◆

(様式5)

支 出 伝 票 (旅費)

債務確定日(※1) (最終確定日)	令和 5 年 10 月 30 日	整理番号	2	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
用 務	香川県丸亀市 丸亀堆肥について 日程：令和5年10月30日			
上記活動に 要した金額 ・ 按 分 率	交 通 費	2,780 円	100	%
	宿 泊 費	0 円	100	%
	パ ッ ク 代 金	0 円	100	%
	そ の 他	1,008 円	100	%
	合 計	3,788 円	100	%
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	最終支払日(※2)	令和 5 年 10 月 30 日		
※スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				
領収書 別紙添付 原本 大塚				

(注) 科目別集計表には、政務活動に要した旅費の総額を記入してください。

※1 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。旅行日程のうち債務が最終確定した日（政務活動による旅行完了日）を記入してください。

※2 旅行に関する一連の支払のうち最終支払日（領収書日付）を記入してください。

5 松（議調）第 206 号
令和 5 年 10 月 13 日

丸亀市議会議長 三宅 真弓 様

松山市議会議長 渡部 克彦



行政視察について（依頼）

謹 啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、この度、本市議会議員の行政視察の依頼に際しまして、御快諾いただき誠にありがとうございます。

つきましては、下記のとおり視察を実施させていただきたく、御多忙の折、誠に恐縮に存じますが、よろしく御指導賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1 視察日時 令和 5 年 10 月 30 日（月） 午後 1 時～午後 2 時 30 分
- 2 視察項目 丸亀堆肥について
- 3 視察議員 松山市議会 議員 3 名（公明党議員団）
大塚 啓史（おおつか けいし） ※会派代表
泉 早苗（いずみ さなえ）
家高 佐苗（いえたか さなえ）

担当 松山市議会事務局 議事調査課 大内（平）
TEL:089-948-6650 FAX:089-921-1110
E-mail: @city.matsuyama.lg.jp

10/30 松山市議会行政視察 日程

○集合場所：丸亀市役所 庁舎 1 階 エントランスホール（丸亀市大手町 2 丁目 4-21）

※市庁舎に隣接した市役所構内の駐車場あり

○説明会場：丸亀市役所 庁舎 5 階 委員会室 2

○現地視察：丸亀市綾歌市民総合センター（丸亀市綾歌町栗熊西 1638）

（スケジュール）

12:50～13:00 集合場所から説明会場へ移動（名刺交換等含む）

13:00～13:30 座学・質疑応答

①丸亀市議会 議長挨拶（不在のため省略）

②松山市議会 公明党議員団 会派代表挨拶

③丸亀市担当課説明（丸亀堆肥について）

④質疑応答

13:30～14:00 現地視察場所へ移動（丸亀市の先導車あり）

14:00～14:30 現地視察

①現地視察

②質疑応答

14:30 現地解散

※連絡先：丸亀市議会事務局 宮田さん（電話 0877-24-8828）

④質疑応答

質問1 丸亀堆肥として使用される刈草の面積はどれぐらいですか？

回答1 丸亀堆肥として使用された刈草は、民間委託したものや直営の作業班によるものであるため、明確にお示しすることはできません。

質問2 丸亀堆肥をつくるにあたり導入した機械はありますか？

回答2 刈草の堆肥化については、除草作業を行う契約と別に、堆肥化に特化した業務委託を民間業者に発注しており、本市が導入した機械はございません。また、堆肥化を行う作業には、委託業者による攪拌作業に使用するバックホウの設置ができれば製造は可能です。

質問3 豚、鳥、馬などの糞を堆肥にまぜているのでしょうか？

回答3 発酵促進材には、家畜の排泄物は利用せず、条件的嫌気性菌を使用することで、悪臭の発生もありません。

質問4 化学肥料は入っていますか？

回答4 入っておりません。

質問5 発酵させるためEM菌などをいれていますか？

回答5 入っておりません。

以上が回答となります。

他に何かご質問はございますか。

(様式7)

県 外 活 動

報 告 書

調査研究視察

議員名 大塚 啓史

印

整理番号	2
日 程	令和5年10月30日(月)午後1時～午後2時30分
目 的	丸亀堆肥について
訪問先	香川県丸亀市
概 要 所 見	丸亀市 都市整備部 建築課 課長 松江康司 道路維持担当長 大平拓史 ●詳細 ○令和3年3月定例化で丸亀市はゼロカーボンシティ宣言をしたことでSDGsに掲げるつくる責任つかう責任として今まで廃棄処分していた刈草を、資源として利用するため堆肥化し「丸亀堆肥」として市民に無料配布し有効活用する取り組みをしている。 ○既に国土交通省四国地方整備局管内の香川・河川国道事業所で採用実績のある堆肥化(KS)工法を採用している。 ○プラント施設が必要なく、屋外で簡易なシート養生が可能で初期投資が安価である、合わせて条件的嫌気発行のため悪臭の発生がなく、シート養生をすることで雨水浸透による汚濁水の流出もなく、周辺環境への影響も少ない。 ○丸亀堆肥は市民に、簡単な宣誓書を書くだけで、1家族5袋まで無料で配布しており、1週間すれば再度5袋まで配布可能である。 ●所見 ○丸亀堆肥は、ごみの減量化や二酸化炭素の排出抑制のためにも有効であると考えます。本市では現在刈草は焼却をしており、今後検討していただきたいと思います。堆肥化するための、土地が必要であることと、コストがかかる点が課題である。

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管(各自5年保管)

都市整備部 建設課
課長 松江 康司

丸亀市役所
〒763-8501
香川県丸亀市大手町二丁目4番21号
Tel.0877-24-8813 Fax.0877-24-8866
E-mail: [REDACTED]



都市整備部 建設課
道路維持担当長

大平 拓史

丸亀市役所
〒763-8501
香川県丸亀市大手町二丁目4番21号
Tel.0877-24-8813 Fax.0877-24-8866
E-mail: [REDACTED]



議会事務局

主任 宮田 篤
MIYATA ATSUSHI



基本情報技術者
DXアドバイザー検定スペシャリスト(2023年合格)

丸亀市役所
〒763-8501
香川県丸亀市大手町二丁目4番21号
TEL: 0877-24-8823
FAX: 0877-24-8867

2-4-21 Otomachi, Marugame-shi, Kagawa, 763-8501, Japan

丸亀市 視察

交通費

日付	項目	金額
10/30	高速代	3,040
10/30	高速代	3,040
10/30	ガソリン代	2,260
合計		8,340

大塚・泉・家高の3人

$$\times \frac{1}{3} = 2,780 \text{ 円}$$

その他

日付	項目	金額
10/30	お土産	3,024

大塚・泉・家高の3人

$$\times \frac{1}{3} = 1,008 \text{ 円}$$

ご利用明細書

E T C利用照会サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。
 ※本ご利用明細書PDFは、E T C利用照会サービスにて出力されたもので、一度に500件まで出力できます。
 500件を超える場合は複数回に分けて出力してください。
 ※2019年10月1日以降の通行料金は消費税率10%対象です。
 詳しいサービス内容はE T C利用照会サービスウェブサイト
 (https://www.etc-meisai.jp/)にてご確認ください。

合計金額

支払い総額	¥6,080
内訳 還元額適用金額	¥0
後納利用金額	¥6,080

利用年月日 時分	(割引前料金) (E T C割引額) 通行料金	還元額適用料金 後納料金	車種 車両番号 E T Cカード番号	備考
利用 I C (自) 23/10/30 10:30 川内	利用 I C (至) 23/10/30 11:36 善通寺	3,040	0	確定
23/10/30 15:15 善通寺	23/10/30 16:44 川内	3,040	0	確定

毎度ありがとうございます

いよて 高 Takashimaya

登録番号 T2500001000475

領収証

<お買上明細>

2023年10月29日12時21分 通番:1012-1017

724-8100-907 和菓子 ☆
税込A 1,512 2 3,024

お買上高 2 ¥3,024

合計 ¥3,024
(うち消費税等 ¥224)内訳 A 8% 3,024 224
B 10% 0 0

Aは軽減税率対象商品

預り現金 ¥4,000
お釣銭 ¥976売場名
販売員
TEL:089-948-2646

お問合せ番号:1029-1012-0017

ただいま「第53回 北海道の物産と
 観光展」を開催中です。ワクワクがとまら
 ない美味満載!北海道グルメで旅気分!!



納品書(領収書)

太陽石油販売株式会社
 セルフ北条
 愛媛県松山市小川甲273-1
 TEL:089-994-7571
 登録番号:T1500001005095

2023/10/30(月)17:36 2023/10/31

5-12127-10117-151701-0000 様
 売上 SOLATO現金

7528 002000
 SOLATOカッソ ¥2260
 13,53L,コ @167 L-1 N-1
 (内カッソ税) @53.8 ¥728

合計 ¥2,260

(内税分消費税 ¥205)
 (内税10%対象 ¥2260)
 (内税10%消費税 ¥205)

お預り ¥5,000 お釣り ¥2,740
 ※上記にて領収書とさせていただきます

No.4899 担当:北条ss 01



作成日 2023年12月10日

いつもご利用ありがとうございます。

今月のご利用内容をご請求内容をご案内申し上げます。

2023年12月	13,230円
	円
	円
	円

※ご入金等の行き違いがございましたらご容赦下さい。
 ※自動振替のお客様は、振替日の前日（金融機関営業日）迄に下記口座へご準備下さい。
 ※お客様の情報の保護の為、お支払い口座の一部を非表示とさせていただきます。

大塚 啓史 様

◎本状お届け後および、休日明けはお電話が大変混み合います。予めご了承ください。

お問い合わせお客様番号

お支払方法	自動振替	お支払日	2023年12月27日
金融機関名			
預金種目	普通	口座番号	

ご利用可能なサービス		ご利用状況によっては、「ご利用可能枠」の範囲内であっても、ご利用いただけない場合がございます。
ショッピング		
うち割賦		
キャッシング※		

毎月25日～27日「エフカマネーチャージの日」にエフカマネーを2万円以上クレジットでチャージされると、さらにエフカポイント100ポイントプレゼント！※お一人様1回限り/毎週火曜日はエフカクレジットの日☆エフカクレジットのご利用でクレジットポイント通常200円（税抜）ごとに1ポイントのところ2倍の2ポイントプレゼント！

ご利用機内訳		実質年率 (%)	前月繰越残高 (1)	新規ご利用金額 (2)	当月残高 (1)+(2)	当月ご請求額 ※ 1			翌月繰越残高
						元金	手数料及び利息	合計	
ショッピング	回数指定分			13,230	13,230	13,230		13,230	
	== 合計 ==			13,230	13,230	13,230		13,230	

※1 「当月ご請求額」は、リボルビング払いの場合、「弁済金」となります。

[illegible]

※2 手数料率及び貸付利率欄のキャッシング利用分は実質年率を表示しています。※3 「当月お支払い額」は、1回払いを除くお支払いの場合、「分割支払金」となります。

株式会社フジ・カードサービス

Fuji Card Service

【お問い合わせ先】

電話 0120-123-452

貸金業者登録番号 愛媛県知事(2)第02203号

包括信用購入あっせん業者登録番号 四国（包）第17号

日本貸金業協会会員第005754号

翌月一括払いを除き、商品瑕疵、役務の未提供などを理由に支払を止める事ができる場合があります。その条件、手続等については当社にお問合せください。



普通預金
(兼お借入明細)

7

年	月	日	摘要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引金額
0						
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16	5-12-27			13,230	フジFカード	
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						

※ 証券類のご入金の場合に摘要欄に「他券」等と日付を表示します。
その払戻しのできる日は、上記日付の午後となります。ただし一部のものにつ
ては営業時間後になるものもありますのであらかじめご了承ください。
※ 摘要欄に「*A D*」「*C D*」等の「*」のついたお取引については、後日
要記録いたします。

令和5年度 科目別集計表

科 目 名				
研修費				
日 付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
7/7	愛媛平成市議の会 第47回研修会費	3,000 円		3
9/30	松山市議会観光振興議員連盟会費 上半期分	3,000 円		4
3/31	愛媛平成市議の会 年会費	3,000 円		5
3/31	愛媛県拉致議連・市町議会議員会費(令和5年度分)	1,200 円		6
3/31	松山市議会観光振興議員連盟会費 下半期分	3,000 円		7
3/31	「坊っちゃん劇場」後援会 年会費	2,500 円		8
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		15,700 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和5年7月7日	整理番号	3
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	愛媛平成市議の会 第47回研修会費 開催日：令和5年7月7日 開催場所：ホテル 花ゆづき		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和5年7月7日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			
領収書 大塚 啓史 様 ★ ￥3,000- 但し、愛媛平成市議の会 第47回研修会費として 2023年7月7日 上記の金額、正に領収致した 愛媛平成市議の会 会長 大塚 啓史 松山市南吉田町1154-19 事務局			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

愛媛平成市議の会

会員 各位

愛媛平成市議の会

会長 大野 立志

第47回研修会(松山市開催)のご案内

深緑の候、皆様にはご健勝にてご活躍のこととお慶び申し上げます。

平素は、平成市議の会運営に対し、格別のご高配を賜り心から感謝申し上げます。

さて、ご案内であります。松山市において第47回研修会・視察研修を開催致したいと存じます。議会対策等でお忙しいとは存じますが、万障お繰り合わせのうえ、ふるってご参加賜りますようご案内いたします。

開催日時：令和5年7月7日（金）13時30分 ～ 8日（土）12時頃

開催市：松山市

会場：ホテル 花ゆづき 松山市道後湯月町4-16 089-943-3333（懇親会 同左）

宿泊所：同上（特別価格 一人利用 12,000円、二人利用 8,000/1人 限定10室）

※会場となるホテルに宿泊される方のみ駐車できます。その他の方は周辺駐車場をご利用ください。

テーマ：「議会改革」

講師：早稲田大学マニフェスト研究所 北川正恭（きたがわ・まさやす）教授

北川教授には懇親会にもご参加いただきますので、各市議会の課題などにアドバイスをいただく機会として活用していただきたいと思います。

視察先：①第2分湯場（ぶんとうじょう） ②本館又新殿（ゆうしんでん）視察 ③椿の湯 他

《参加形態と会費》 ○＝参加、×＝不参加

パターン	研修会 3,000円	懇親会 7,000円	宿泊 12,000/8,000円	視察	金額
A	○	○	○	○	22,000円
B	○	○	○	×	18,000円
C	○	○	×	○	10,000円
D	○	○	×	×	
E	○	×	×	○	3,000円
F	○	×	×	×	

*別途 年会費 3,000円、新会員の方は、入会金 2,000円 *視察 又新殿 270円は各自で負担

*参加・不参加については、各市幹事に6/20までに連絡をお願いいたします。

■ 各市幹事は、角田 FAX [REDACTED] /Eメール [REDACTED] 迄連絡願います。

■ その他 問合せ先 事務局 : 松山市議会 角田敏郎 [REDACTED] 以上

令和 5 年度総会資料

令和 5 年度 愛媛平成市議の会 総会 次第

令和 5 年 7 月 7 日（金）13:30～

場所：

総会次第

司会進行 事務局長 角田 敏郎

1. 開会の辞 愛媛平成市議の会 副会長 川口 晴代
2. 会長挨拶 愛媛平成市議の会 会長 大野 立志
3. 資料の確認
4. 議題
 - (1) 令和元年度事業報告並びに決算報告承認の件に関する件
 - (2) 令和 5 年度事業計画（案）並びに予算（案）承認の件
 - (3) 規約改正について
 - (4) 令和 5 年度新役員（案）承認に関する件
 - (5) その他
5. その他（司会 新 事務局長）

元年度役員挨拶 愛媛平成市議の会 副会長

2 年度役員挨拶及び新三役紹介
6. 開会の辞 愛媛平成市議の会 副会長

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和5年 9月 30日	整理番号	4
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費
使 途 及 び 内 容 等	松山市議会観光振興議員連盟会費 上半期(令和5年4月分～9月分)会費		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項	松山市議会観光振興議員連盟規約		

領収書その他証拠書類の添付欄

支払年月日

令和5年 4月 12日

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 書

令和 5年 4月 12日

大 塚 啓 史 様

下記の金額を領収いたしました。

金額 3,000円 也

但し、令和5年度松山市議会観光振興議員連盟会費上半期分として

松山市議会観光振興議員連盟

会 長 渡 部 克 彦

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成 20 年 4 月 7 日

改正 平成 30 年 6 月 27 日

(名 称)

第 1 条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(日 的)

第 2 条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第 4 条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第 5 条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 1 名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2 名

(役員を選任)

第 6 条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員任期)

第 7 条 役員任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員任務)

第 8 条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 前年度の事業報告及び決算

(2) 毎年度の事業計画及び予算

(3) 規約の改正

(4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項

(5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

付則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和6年 3月 31日	整理番号	5
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費
使 途 及 び 内 容 等	愛媛平成市議の会 令和5年度会員年会費		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和5年 7月 7日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			
領収書 大塚 啓史 様 ★ ¥3,000- 但し、愛媛平成市議の会 令和5年度会員年会費として 2023年7月7日 上記の金額、正に領収致しました。 愛媛平成市議の会 会長 大塚 啓史 松山市南吉田町1154-19 事務局			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

愛媛平成市議の会規約

第1条(名称)

この会は「愛媛平成市議の会」と称する。

第2条(目的)

この会は、愛媛県内の市議会議員有志のネットワークづくり、情報交換、交流の場とし、会員の知識・教養を高め、ふるさと発展のため貢献することを目的とする。

第3条(会員)

この会は、その趣旨に賛同する愛媛県内の市議会議員有志をもって組織する。

- ①平成以降の選挙で選出された市議会議員
- ②新規加入については、各市会員の推薦を必要とする。
- ③退会者は任意に退会できる。但し、各市の常任幹事を経て会長に届けるものとする。

第4条(役員)

この会に次の役員を置く。

会長1名・副会長若干名・常任幹事若干名・事務局長1名・監査2名とする。

なお本会には顧問を置くことができる。

2 会長は会を代表し、円滑な運営に努める。

3 副会長は会長を補佐し、会長が欠員のときは会長の職務を遂行する。

4 監査は、業務及び財産の状況を監査する。

5 役員の任期は1年(事業年度)とする。但し、再任は妨げない。

第5条(運営)

おおむね年2回の研修会を開催するほか、

第2条における目的を達成するため必要な事業を行う。

第6条(総会)

本会の総会は会員を持って構成する。年に1回開催し、重要事項について決定することとし、円滑な業務遂行に努めるものとする。

ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更 (2) 解散 (3) 事業の変更 (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任又は解任 (6) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

但し、委任状の提出を以て出席と見なすことが出来る。

4 総会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

第7条(会議)

会議は総会および常任幹事役員会とし、必要に応じ会長がこれを召集し開催する。

2 常任幹事会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し議決する。

3 常任幹事会は過半数の出席を必要とし、議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。

8条(会費)

この会の経費は、会費をもってこれに充てる。

2 会費は、入会費 2,000 円、年会費 3,000 円とする。

3 9月以降に入会する場合、当該年度の年会費は 1,500 円とする。

9条(会計)

この会の会計年度は、4月1日～3月31日とする。

第10条(事務局)

この会の事務局は事務局長在住地とする。

2 事務局は、会計及び会議の企画、議事録の作成を行う。

第11条

その他この会の運営に関して必要な事項は常任幹事会で定める。

第12条(変更)

この会則は、総会において、出席者の2分の1以上の承認がなければ変更できない。

平成	年	月	日	制定
平成17年	11月	7日		一部改正
平成30年	5月	10日		一部改正
令和5年	7月	7日		一部改正

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和6年 3月 31日	整理番号	6
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する地方議員連絡会 令和5年度分会費		
金 額	1,200 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和5年年 9月 12日
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			
領収書 別紙			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領 収 書

金 1, 200 円也

但し、愛媛拉致議連・市町議会議員会費として
上記のとおり領収しました。

令和5年9月12日

松山市議会議員
大 塚 啓 史 様

北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を
究明する地方議員連絡会（愛媛拉致議連）
会 長 三 宅 浩 正

北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する 地方議員連絡会 規約

(目的)

第1条 本会は、北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相究明を求めるため、拉致疑惑にある県人の救出を支援することを目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 本会は、北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する地方議員連絡会（略称：愛媛拉致議連）と称し、事務局を県議事堂内に置く。

(構成)

第3条 本会は、愛媛県議会議員及び県内市町議会議員等の有志をもって構成する。

(活動)

第4条 本会の活動は次のとおりとする。

- (1) 総会及び役員会の開催
- (2) 拉致疑惑にある県人の救出を支援する活動への参加
- (3) 関係機関・組織との意見交換会及び学習会
- (4) 県内外の現地調査
- (5) 関係情報の収集
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(機関)

第5条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会及び臨時総会
- (2) 役員会

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
幹事	若干名
相談役・顧問	若干名
事務局長	1名
監事	2名

(役員を選任及び任期)

第7条 本会の役員は総会において選任し、その任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第8条 本会の総会及び役員会は、会長が招集し、必要に応じて開催する。

(経費)

第9条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 会費は、県議 月額 1,000 円とし、その他の会員は月額 100 円とする。

3 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この規約にない事項は、役員会に諮って定めるものとする。

附 則

本規約は、平成15年3月7日から施行する。

附 則

本規約は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成18年3月6日から施行する。

附 則

本規約は、平成19年6月19日から施行する。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和6年 3月 31日	整理番号	7
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	松山市議会観光振興議員連盟会費 令和5年度 松山市議会観光振興議員連盟会費下半期分		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項	松山市議会観光振興議員連盟規約		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和5年 10月 26日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			
領 収 書 令和5年 10月 26日 大 塚 啓 史 様 下記の金額を領収いたしました。 金額 3,000円 也 但し、令和5年度松山市議会観光振興議員連盟会費下半期分として 松山市議会観光振興議員連盟 会 長 渡部 克彦			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成20年4月7日

改正 平成30年6月27日

(名 称)

第1条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第2条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第4条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第5条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員の任期)

第7条 役員の前任期は、会長が本市議会の議長の前職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員の前務)

第8条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の前議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 前年度の事業報告及び決算
- (2) 毎年度の事業計画及び予算
- (3) 規約の改正
- (4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項
- (5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

付則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和6年 3月 31日	整理番号	8
科 目	調査研究費 <u>研修費</u> 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費		
使 途 及 び 内 容 等	「坊っちゃん劇場」後援会 年会費		
金 額	2,500 円	按分率	50 %
特 記 事 項	5,000 円 × 1/2 = 2,500 円		
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和6年 1月 20日

☆スペースが足りない!

払 込 受 領 書

令和 6 年 1 月 20 日

金額	千	百	十	万	千	百	十	円
				7	5	0	0	0

どちらの銀行へ振込みするか○をつけてください

↓ 振込先金融機関・科目・口座番号

お振込先		普	
	○	普	
		普	
		愛媛県信用農業協同組合連合会	

受取人 「坊っちゃん劇場」後援会

ご依頼人 大塚啓史 様

会員番号 手数料

上記の金額正に受取りました

(取扱店) 銀行 株式会社 **愛媛銀行 鴨川支店** (ご依頼人控え)

※ 債務確定日とは、当該

購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

を購入した場合は

坊っちゃん劇場 後援会会則

第 1 条 (名称)

本会は、坊っちゃん劇場後援会と称する。

第 2 条 (事務局)

本会の事務局は、坊っちゃん劇場事務所内に置く。

第 3 条 (目的)

坊っちゃん劇場は、愛媛県はもとより瀬戸内や四国の歴史・伝統文化や、偉人を題材にした舞台作品を提供し、劇場オープン後 9 年目で観劇総人数は 60 万人を超え、小中高生の年間観劇人数も 2 万人を超えています。地元根付いた劇場の継続が今後とも望まれています。

本会は、地域の文化芸術・観光振興と地域の活性化を目的に、劇場と地域をつなぐ役割をになう事を目的とします。

第 4 条 (活動・事業の種類)

この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 劇場と会員の親睦・交流を図る事業
- (2) 劇場の広報・普及のための事業
- (3) その他、本会の目的を達成するため必要な事業

第 5 条 (会員)

本会の会員は、前条項の目的と事業に賛同する、個人及び法人(団体を含む)で構成する。

第 6 条 (入会)

本会の入会は、別途定める入会申込手続きにより、事務局まで申し込むものとする。

第 7 条 (会員区分)

次のとおり会員区分を設ける。

- (1) 個人会員
- (2) 法人会員(団体を含む)

第 8 条 (年会費)

- (1) 個人会員一口
ブロンズ会員 5,000 円
- (2) 法人会員一口
ゴールド会員 30,000 円 (県内法人)

第 9 条 (会員期限)

会員期限は、入会申し込み受付日から、1 年とする。

第 10 条 (退会)

- (1) 本会からの退会は、その旨を事務局に届け出るものとする。
- (2) 中途退会の場合でも、会費は返金しないものとする。

第 11 条 (役員)

本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監査役 若干名
- (6) 事務局長 1 名

第 12 条 (顧問)

本会には、名誉顧問・顧問を若干名置くことができる。顧問は、役員会の承認を得て会長が委嘱する。

第 13 条 (役員を選任)

- (1) 会長は、役員会の互選により選任する。
- (2) 副会長は、会長が任命する。
- (3) 幹事は、総会において会員の中から選任する。
- (4) 理事は、総会において会員の中から選任する。
- (5) 監査役は、会長が任命する。
- (6) 事務局長は、会長が任命する。
- (7) 監査役は、本会で他の役職を兼ねることはできない。

第 14 条 (役員任期)

役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第15条（役員の会務）

各役員は、後援会活動を円滑に推進することを会務とする。

- (1) 会長は、会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在時には、会長が指名する副会長がその会務を代行する。
- (3) 幹事は、本会の運営を補佐し、会の運営を補佐する。
- (4) 理事は、副会長・幹事を補佐し、会の運営を補佐する。
- (5) 事務局長は、事務局を統括する。
- (6) 監査役は、本会の業務および財産の状況を監査し、監査結果を総会において報告する。

第16条（役員の解任）

役員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の議決によりこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、役務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 役務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第17条（役員会）

- (1) 役員会は、本会の活動方針、予算、決算を審議する。
- (2) 役員会は、総会で議決した事項の執行に関する事項、及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し議決する。
- (3) 役員会は、原則として会長が必要と認めたときに開催する。
- (4) 役員会は、役員の過半数の出席(委任状提出者を含む)をもって成立する。

第18条（総会）

1 総会の招集と決議

- (1) 本会の総会は、会員を持って構成し、会長が年に1回招集し開催するものとする。
ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。
- (2) 総会の議事は、出席した会員の過半数(委任状提出者を含む)をもって議決する。
- (3) 総会は、会員の過半数の出席(委任状提出者を含む)をもって成立する。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) その他会の運営に関する重要事項

第19条（議事録）

総会の議事については、事務局が議事録を作成する。

第20条（地区後援会の設置）

- (1) 地区後援会は、個人会員と法人会員を会員として編成し、地域単位もしくは、それに準じる単位で後援会組織を設けることができる。
- (2) 地区後援会には、会員より選出された、会長1名、副会長1名及び顧問、若干名の役員を置くことができる。
- (3) 支部後援会は、各地区内で法人30社以上、または、個人会員100名以上で支部後援会組織を設けることができる。
- (4) 支部後援会には、会員より選出された、支部長1名、副支部長及び顧問、若干名の役員を置くことができる。

第21条（収入）

- (1) 会費
- (2) その他

第22条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日とする。

第23条（入会特典）

会員には入会時に、別に定める細則による特典を付与する。

※細則別紙1（細則は毎年改定）

第24条（運営に関し必要となる事項の委任）

本規約に定めるもの以外で、本会の運営に関し必要となる事項は、役員会が決定する。

第25条（規約の改廃）

規約の改廃は役員会で審議し、総会に付議し、出席会員の2分の1以上の同意を必要とする。

附 則

この規約は、平成26年6月16日から施行する。